

【1回目登壇】

皆様こんにちは。

日本維新の会の高谷浩司でございます。

はじめに、第16回定例会の場で質問する機会を与えていただきましたことに対しまして、心から感謝申し上げます。

先輩、同僚議員の皆様におかれましては、しばらくの間、ご清聴をよろしくお願い申し上げます。

私からは、4項目の質問をさせていただきます。

はじめに、公立保育所及び民間保育園の運営についてです。

保護者からあるいは保育関係者から虐待の疑いがあり、様々なところに相談はしたものの、どうなっているのかという経過が見えなくて、解決したのか疑いでとどまったのか不明であり、現在通っている子どもたちが心配との声がありました。

令和5年5月にこども家庭庁から、保育における虐待の考え方が

示され身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待、その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為、そして、不適切な保育についても一定のガイドラインが示されていますが、  
そこでお伺いします。

1-①

保育所で虐待の疑いがあった際の相談窓口設置がどこになるのかその機能についてお聞かせください。

また、相談を受けた後の流れは、速やかな対応を求められると思いますが、速やかな期間はどれくらいまでなのでしょう。

そして、ある民間保育園に8月25日の時点で31回巡回指導に行かれたとのことですか、いつからの回数になるのでしょうか。

また、その巡回についての効果と指導についてお聞かせください。

次に、

虐待・不適切な保育が認められた場合、その保育所に通っている保護者は不安に感じると思います。また、空きが出れば入所の連絡をすることと思いますが、何も知らないまま入所する状況かと想像しますが、

そこでお伺いいたします。

1－②

これまで、虐待・不適切な保育が認められた場合は、利用者と入所予定者及び通報者に対して何らかの通知はされていたのでしょうか。

もし、公表されていなければ、今後の方針についてお聞かせください。今後、虐待あるいは不適切な保育が認められた場合、保育所名を公表していくのでしょうか、お聞かせください。

次に、

公立保育所は、公の立場から障害児の受け入れを積極的に行っていかなければならないと思っておりますが、現在72人の児童が入所されていますが、

そこでお伺いします。

1－③

本市の令和5年4月1日現在の待機児童数48人のうち、障害児待機状況について、年齢ごとの人数をお聞かせください。

また、その待機期間もお聞かせください。

また、誰一人取り残さず対応することが16の公立保育所の果た

す役割と考えておりますが、

併せて、公立保育所についても年齢ごとの人数と待機期間についてお聞かせください。

次に

公立保育所の定員について、保育所の利用者ニーズを考えた場合、0歳児の定員を見直し、1歳児の定員枠を増やすことができれば待機児童を減少することができると考えられます。

そこでお伺いします。

1－④

公立保育所定員についての根拠と、現在把握しておられる利用者の年齢ニーズ、今後の定員見直しの考えについてお聞かせください。

次に、

市民課窓口の委託化についてです。

市民課窓口業務は、平成28年1月から委託されており、接遇が良くなった、フロアがきれいになった、サイン等々わかりやすく明るい雰囲気になったと好評の声を耳にします。

そうした中で、

この窓口業務の委託化により、一定の効果を見込んでいたと思います。

そこでお伺いします。

## 2-①

委託化により、どのような効果を見込んでいたのでしょうか？

また、想定されていた効果は得られているのでしょうか？

委託後、市としての課題は何でしょうか？

課題があるとしたらその課題のために、どのような取り組みを  
されているか、お聞かせください。

次に、添付資料1・2をご覧ください。

市民課から資料を提供していただき、説明を受けましたが、  
委託当初から委託業務が増えた内容は

- ① 事前登録型本人通知制度に関する業務
- ② マイナンバーカード等に関する業務

令和4年度に委託業務が増えた内容は

- ③フロアマネージャー業務の全拠点必須

下線部の3項目業務が追加されています。

これまで追加した業務を市側で対応していたのであれば、市側は業務が減りましたので職員が削減され効果額として算出されると思います。

そこでお伺いします。

2-②

委託業務を追加するにあたりどのような経緯経過で委託されたのでしょうか？

市職員の業務が平成29年度以降、5か所証明コーナーが廃止され、そして

フロアマネージャーの全拠点必須化により委託料は増加したと読み取れますが、市職員人件費において平成29年度から令和4年度まで同額置きにして、委託化による効果をわかりやすくするため6年間の人件費はスライドさせているとのことですが、

これまで市側の業務が軽減され職員数を削減することができたのではと考えますが、ご見解をお聞かせください。

併せて、人件費・職員数を平成29年度から令和4年度まで、一概に人件費と委託費を比較できないとのことでしたが、算出する積

算根拠と平成29年度と令和4年度の職員数を正規、再任用、行政事務等職種ごとに分けて教えてください。

次に、

市職員が委託会社のスタッフに指示をすることはできませんが、逆に、委託スタッフが市職員に指示して業務を教えている形になっている窓口があると聞いています。

このような状態では職員のスキル・ノウハウが低下していると言わざるを得ません。

また、フロアマネージャー業務について、任意から全拠点必須になりましたが、フロアマネージャー業務は困難な相談内容を含め幅広いと思われるので、市の職員が絶えず勉強しておくこと、市民と直接接して常にニーズにも応えられ、スキルの継続が持続し市民サービスに直結すると考えられますので、本来は委託すべきではないと思います。

他都市で委託して課題となっているのが、窓口業務のノウハウが個人に蓄積され、組織的・体系的に共有されていない場合が考えられるとのことでした。

そこでお伺いします

2-③

フロアマネージャーは全拠点必須にしていますが、困難な対応を迫られたとき、市職員はどのような対応をされるのかお聞かせください。

市職員は業務がわからず委託スタッフに業務内容を教えてもらっている状況はあるのでしょうか？

スキル低下を強く指摘せざるを得ないのですが、見解をお聞かせください。

次に、

最近窓口の様子をみたり、委託スタッフに話を聞きますと、夕方以降には職員側の業務スピードが低下し、確認ボックスに入っている書類が返却されずに放置され、その結果業務時間を過ぎても市民を待たせたりすることになっているとのことです。

委託スタッフ側は、業務上やむを得ず残業となっている場合があります、このことについて、担当課長にお伺いしたところ、受付窓口の開庁時間から最終受付が17時30分になることを前提とした契約内容となっているとのことで、あくまでも委託費の範囲でお願いし



ており、委託費の中にすでに含まれているので残業は気にしなくて良いというお話でした。

当初に決められた金額かも知れませんが委託スタッフの残業代も税金から支出されていますので、働き方改革を含めどうしていけば超過勤務を軽減することができるか互いに考えていかなければなりません。

検討していく中で、さらなる市民サービス向上のため委託会社をしっかりとコントロールして、互いに日々協議を重ね、日々改善を検討していくべきと思います。

そこでお伺いします。

2-④

現在、委託会社といつどの様な協議を重ねているのでしょうか？また、市民サービスの向上のためどのような検討を行っているのかお聞かせください。

これで、1回目の質問を終わります。

**【2回目登壇】**

ご答弁ありがとうございました。

私見

次に、

小学校・中学校の水泳授業についてです。

ろ過機が設置されている学校は、小学校41校中23校、中学校17校中2校となっております、

ろ過機がないプールは、2・3日に1回水を入れ替えないと衛生基準値を大きく上回ることになってしまい、どうしても水道代が高額になります。

衛生面等々気を遣う管理をされている中で、仮に管理しやすいろ過機を設置したプールを設置するとなれば莫大な費用が発生します。

そこでお伺いします。

3-①

プール水の入替作業は、教員が行っておりますが万が一、プール水の入替時に上水道・下水道バルブの閉め忘れ事故が起こった場合、  
弁済をしなければならないのでしょうか。弁済しなければならない  
場合、誰がどのようにしなければならないのでしょうかお聞かせく  
ださい。

次に、

ろ過機のないプールでの授業について、一概に費用を凶ることは困難だと思いますが、中学校の水道使用状況の平均を換算した場合、1シーズン1人あたりの経費が4,400円になります。

また、教員採用試験小学校区分において水泳の実技は実施していない状況で、今年度、高等学校体育科区分受験者は落雷のため水泳の実技試験が途中中止になり、水泳に関する実技能力を確認することなく教員になります。

現プールの老朽化、プール管理、天候面から、今後安定して授業を行うのは無理があるのではないかと考えられます。

そこで、スイミングスクールを活用することにより施設側に指導を一部補助依頼すれば、教員の負担軽減にもつながると思います。

そこでお伺いします。

3-②

民間施設・人材を活用して小学校の水泳授業を行っていくことが効率的と考えますが、今後どのように水泳授業を行うことが良いのかお聞かせください。

最後になりますが、

児童ホーム延長に関わる職員体制についてです。

夏休み中の長期長時間対応でかなり疲弊していると聞いております。子育て介護等の家庭の方は、特に夏休み中は夏季休暇でさえ休みたい時に休めず特定された日に休まなければならないなど悪環境であるとお聞きします。

そもそも、各児童ホームは全員が非正規しかおらず責任者でさえ非正規で、現場をまとめるだけの待遇でもありません。

子育て介護中の職員が子育て介護しやすい環境作りや地域の課題に対応していくために、

非正規集団では、さまざまな課題や周知も的確迅速に出来ず情報も末端職員までおりに来ない、誤った情報もあり現場は絶えず混乱しており、さらに本庁管理職から目が届きにくい状況でもあり本庁

で議論していることが現場まで明確に伝わっているとの思い込みで事務を進めているように思いますがいかがでしょうか？

相談者からの話では本庁と出先での情報の乖離が多いと感じているようです。

そこでお伺いします。

#### 4-①

末端職員を含め全職員が気持ちよく安心して勤務できるようにするため、各地域ブロックに正規職員を配置し、運営することは難しいでしょうか。

また、課題があるとすれば何が課題でしょうか？

末端職員まで、情報の周知はできるのでしょうか？

課題があるとすればその解決についてお聞かせください。

これですべての質問を終了します。

ご答弁よろしく申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。